

平成29年8月23日

〒812-0018

福岡県福岡市博多区住吉三丁目1番1号 富士フイルム福岡ビル9階

JR九州レンタカー&パーキング株式会社

代表取締役社長 福嶋 和彦 殿

〒850-0034

長崎市樺島町4-6 ソフィアビル2階

弁護士法人ふくざき法律事務所内

特定非営利活動法人消費者被害防止ネット 

理事長 井手 義 則

〒850-0876

長崎県長崎市賑町5番21号401号

崎陽合同法律事務所

申入担当者 弁護士 今井 一成

(電話095-827-3535) 

申 入 書

拝啓 貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の未然防止を図ることを目的に、消費者団体、学識経験者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題専門家により構成されている法人であり、将来的に適格消費者団体としての認定申請を予定しています。

さて、当法人において、貴社の時間貸し駐車場の利用契約における約款（以下「本件約款」といいます。なお、当法人が調査した本件約款は、<http://www.parking-kyushu.jp/yakkan/index.php> と同じ内容です。）について検討したところ、消費者契約法に照らして不当と思われる点があると判断しました。

そこで、当法人は、貴社に対し、下記のとおり申し入れます。

つきましては、本申し入れに対する貴社のお考え・ご対応等を、文書にて、平成29年10月2日（月）までに、当法人（申入担当者宛）にご回答ください。なお、ご回答の有無及びご回答内容につきましては、消費者への情報提供のため、当法人のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表させていただきます。敬具

記

第1 申入れの趣旨

- 1 本件約款第3条及び第14条を削除又は適法な内容に変更してください。
- 2 本件約款第12条に関し、反則金5万円の算定根拠をご教示ください。

(参考)

本件約款第3条

「駐車場内での事故・盗難等につきましては一切責任を負いません。」

本件約款第12条

「利用者が、駐車料金を支払わないで、車両を駐車スペースから出庫し、又は駐車場外へ移動したときは、駐車料金のほか反則金として金5万円をお支払いいただきます。」

本件約款第14条

「当管理会社は、本規定に定める駐車制限時間を超えて駐車場内に残留された車両を、車両の所有者、利用者等の同意を得ないで、他の場所に移動し又は処分もしくは廃棄することができるものとします。

その結果車両の所有者、利用者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

但し、車両を駐車した者が事前に管理会社に連絡し、制限時間内に車両を移動することができない理由を説明し、管理会社はその理由を正当と認めた場合は、管理会社が認めた駐車場時間内に限り上記規定を適用しないものとします。」

第2 申入れの理由

- 1 本件約款第3条に関し—消費者契約法第8条第1号・第3号違反

消費者契約法第8条第1号は、事業者の債務不履行によって生じた消費者に対する損害賠償責任を全部免除する条項を無効としています。また、同条3号は、事業者の債務履行に際してされた当該事業者の不法行為によって生じた消費者に対する損害賠償責任を全部免除する条項を無効としています。

この点、駐車場内での事故・盗難等については、駐車場管理者である貴社

の管理不備に起因する場合も当然想定されます。その場合、貴社は、債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償責任を法律上負担することになります。

しかしながら、本件約款第3条は、貴社の有責性に言及することなく貴社が一切の（損害賠償）責任を負わない旨を規定しています。このような本件約款第3条は、消費者契約法第8条第1号及び第3号に違反し、法律上無効です。よって、速やかに削除するか、「当管理会社に帰責事由がない限り、駐車場内での事故・盗難等につきましては一切責任を負いません。」等の適法な内容に変更してください。

2 本件約款第14条に関し—消費者契約法第8条第3号違反

所有者及び利用者の個別の同意を得ることなく、車両を処分又は廃棄することは、民事執行法に基づく裁判所の許可決定を得ない限り、違法です。

本件約款第14条は、何らの制限なく利用者の車両を貴社が処分又は廃棄することができるものとしています。このような行為は不法行為と評価される結果、貴社は無断処分・廃棄した車両の所有者・利用者に対し損害賠償責任を負担することになります。

しかしながら、本件約款第14条は、無断処分・廃棄により生じた損害について、貴社が一切責任を負わない旨を規定しています。このような本件約款第14条は、消費者契約法第8条1項3号に違反し、法律上無効です。よって、速やかに削除するか、国土交通省作成の駐車場管理規程例第4章「取りのらない車両の措置」等をご参照のうえ、適法な内容に変更してください。

3 本件約款第12条に関し—消費者契約法10条違反の疑い

消費者契約法第10条は、民法等の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項を無効としています。

この点、本件約款第12条は、利用者が駐車料金を支払わずに車両を出庫又は場外へ移動した場合（以下「不正利用」といいます。）について、駐車料金とは別に反則金として5万円の支払義務を利用者に課しています。もちろん、不正利用は許されるものではなく、民事上、そのような利用者は貴社

に対し損害賠償責任を負うことになります。

しかしながら、反則金の金額が民法上認められる損害賠償金額を上回る場合には、消費者の義務を加重するものといえます。そして、かかる義務加重が信義則に反し消費者を一方的に害する場合には、本件約款第12条は消費者契約法第10条に違反する可能性があります。

なお、駐車場の契約関係については駐車場法が一部規律しているところ、同法施行令第16条1号は、駐車場料金額の基準に関し、能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないことを規定しています。かかる基準は、反則金5万円が信義則に反するか否かの判断に際し、同様に参考にすることができるものと考えます。¹

そこで、当法人としましては、本件約款第12条の適法性を消費者契約法第10条に照らし具体的に検討したく、つきましては、貴社が本件約款第12条において反則金を5万円と定められた際の算定根拠をご教示ください。

第3 最後に

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、宜しくご対応くださいますようお願い申し上げますとともに、ご対応結果（ご対応いただけない場合にはその理由）を、平成29年10月2日（月）までに、当法人申入担当者へ文書にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

以 上

¹ 路上駐車場に関してではありますが、駐車場法第6条第3項は、不正利用の場合に駐車料金とは別に駐車料金の2倍に相当する金額を割増金として徴収できるとされています

（国土交通省作成の駐車場管理規程例第17条も同様。）。いわゆるキセル乗車に対する鉄道法規定の割増金と同様です。これらの規定も、反則金5万円が信義則に反するか否かの判断に際し、参考にできるものと思料します。